附　則

1　この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2　この規則の施行前にあった資料利用制限措置の申出であって館長の決定がされていないものは、第四条第一項の申出とみなして、この規則の規定を適用する。

3　この規則の施行の際現にとられている資料利用制限措置は、この規則の施行の日に第五条第一項の決定があったものとみなして、この規則（同条第八項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第十条第一項の規定の最初の適用については、同項前段中「前条に定めるもののほか、館長は、第五条第一項又は第六条の規定による資料利用制限措置をとることの決定（前条第一項、この項又は第十五条第一項の規定による資料利用制限措置の変更又は継続の決定があったときは、当該変更又は継続の決定。以下この項において同じ。）から五年ごとに、当該資料利用制限措置」とあるのは、「館長は、この規則の施行後できる限り速やかに、附則第三項の規定によりこの規則の施行の日に第五条第一項の決定があったものとみなされた資料利用制限措置」とする。

4　前二項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、館長が別に定める。

○国立国会図書館規則第三号

国立国会図書館資料利用規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十三日

国立国会図書館長　大滝　則忠

国立国会図書館資料利用規則等の一部を改正する規則

（国立国会図書館資料利用規則の一部改正）

第一条　国立国会図書館資料利用規則（平成十六年国立国会図書館規則第五号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出しを「（利用の制限）」に改め、同条中「人権の侵害等により利用に供することが不適当と認められる」を「国立国会図書館資料利用制限措置に関する規則（平成二十八年国立国会図書館規則第二号）第二条各号に掲げる」に、「利用を」を「利用の一部若しくは全部を」に改め、「以下」の下に「この条において」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、利用の制限の手続その他利用の制限に関し必要な事項は、同規則で定める。

第八条に次の一項を加える。

2　前項に定めるもののほか、館長は、購入、寄贈その他の契約に基づき収集した資料について、当該契約に基づいて利用の制限をすることができる。

第三十二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

（国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則の一部改正）

第二条　国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則（平成十二年国立国会図書館規則第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三条の三」を「第三条の四」に改める。

第一章中第三条の三の次に次の一条を加える。

（利用の制限）

第三条の四　館長は、国立国会図書館資料利用制限措置に関する規則（平成二十八年国立国会図書館規則第二号）第二条各号に掲げる資料の利用の制限（利用の一部若しくは全部を禁止し、又は利用について一定の条件を付することをいう。以下この条において同じ。）をすることができる。この場合において、利用の制限の手続その他利用の制限に関し必要な事項は、同規則で定める。

2　前項に定めるもののほか、館長は、購入、寄贈その他の契約に基づき収集した資料について、当該契約に基づいて利用の制限をすることができる。

第十一条の前の見出し及び同条を削り、第十一条の二を第十一条とし、同条に見出しとして「（閲覧の制限）」を付し、第十一条の三を第十一条の二とする。

第十六条第三項中「寄託契約の条件として複写が禁止されている寄託資料、第十一条の規定により閲覧を制限された資料その他」を削る。

第二十六条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第三十六条中「及び第十一条の規定により閲覧を制限された資料に基づくレファレンス」を削る。

（国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則の一部改正）

第三条　国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則（平成二十五年国立国会図書館規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（視覚障害者等用資料の送信及び貸出しの制限）」に改め、同条中「人権の侵害等により利用に供することが不適当と認められるためその利用を制限した」を「国立国会図書館資料利用規則（平成十六年国立国会図書館規則第五号）第八条若しくは国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則（平成十二年国立国会図書館規則第四号）第三条の四の規定により利用の制限をした」に改める。

第十七条第一号を次のように改める。

一　国立国会図書館資料利用規則第八条又は国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則第三条の四の規定により利用の制限をしたもの

附　則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国立国会図書館規則第四号

国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十三日

国立国会図書館長　大滝　則忠

国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則の一部を改正する規則

国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則（平成二十五年国立国会図書館規則第六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「館長が定めるところにより、申請書を直接に提出し」を「次の各号のいずれかの方法により申請を行い」に改め、同項に次の各号を加える。

一　視覚障害者等用データ利用者登録申請書（別記様式）又はこれに準じて作成した書面（以下「視覚障害者等用データ利用者登録申請書等」という。）を直接に提出する方法

二　視覚障害者等用データ利用者登録申請書等を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）で提出する方法

三　視覚障害者等用データ利用者登録申請書等をファクシミリ装置を用いて送信する方法

四　館長が定める方式により視覚障害者等用データ利用者登録申請書に記載すべき事項を入力した電子メールを送信する方法

第六条第二項中「前項の規定により提出された申請書」を「視覚障害者等用データ利用者登録申請書等（前項第四号の電子メールを含む。以下この条において同じ。）」に、「提出者」を「申請者」に、「又は提出」を「、提出又はファクシミリ装置を用いた送信」に改め、同条第三項中「第一項の申請書」を「視覚障害者等用データ利用者登録申請書等」に、「当該申請書に」を「当該視覚障害者等用データ利用者登録申請書等に」に、「行い、並びに当該申請書を提出し」を「行うとともに、当該」に改め、同条第四項中「第一項の申請書」を「視覚障害者等用データ利用者登録申請書等」に、「又は提出」を「、提出又はファクシミリ装置を用いた送信」に改め、同条第十項中「又は提出」を「、提出又はファクシミリ装置を用いた送信」に改める。

第九条第二項中「郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項において「郵便等」という。）」を「郵便等」に改める。